

東京建築士会 まちづくり委員会景観部会 主催

『江戸川区景観まちづくり計画』

平成23年9月9日（金）東京建築士会会議室

東京都における景観計画は、都市計画法や建築基準法及び関連法規、並びに屋外広告物条例の活用を図り、東京都民、事業者、区市町村と連携、協力しながら美しく風格のある首都東京を実現することを目的とし、計画の対象範囲も東京都全域としている。

一方、景観法では、地域における景観形成の主体を区市町村としており、東京都の景観行政の担い手についても区、市への移管が行われはじめている。このことを踏まえ、各区市の景観計画の説明を受けることにより、東京建築士会として東京都の景観について果たす役割について考える。

今回講演を行う江戸川区は、昭和40年代より親水事業をはじめとする都市基盤整備や「環境をよくする運動」に力を入れ、水と緑を骨格とする景観を形成してきた。

また、平成16年の景観法施行にともない、平成18年に「一之江境川親水公園沿線」を全国初の景観地区に指定、さらに平成20年度より「江戸川区景観策定委員会」「景観まちづくりワークショップ」「えどがわ百景実行委員会」を組織し、区民との協働により江戸川区景観計画を策定した。そして、平成23年1月16日に景観行政団体となり、4月1日より景観計画の運用を開始した。

本講演では、江戸川区の「協議・届出制度の活用」と「区民主体の活動」による景観まちづくりについて学ぶ。

- 日時 平成23年9月9日（金） 18:30~20:00
- 会場 東京建築士会 会議室
104-6204 中央区晴海1-8-12 オフィスタワーZ4F（晴海トリトン内）



交通：
都営大江戸線「勝どき」駅下車A2出口
より徒歩5分
営団線有楽町線・都営大江戸線「月島」駅
下車10番出口より徒歩10分
都営バス「晴海トリトンスクエア前」
下車 徒歩2分
有楽マリオン前<都03/05系統>
「数寄屋橋バス停」より乗車

- 参加費 正・準会員 1,000円
(当日払い) 一般 1,500円

■ タイム・スケジュール

18:30~19:50 (80分)

「江戸川区の景観まちづくり」

講師 江戸川区 都市開発部都市計画課長 室井 邦昭氏

19:50~20:00 (10分)

質疑応答

『江戸川区景観まちづくり計画』お申し込みの方は、こちらをクリック

申込先：社団法人 東京建築士会 104-6204 中央区晴海1-8-12 オフィスタワーZ棟4F
TEL 03-3536-7711 FAX 03-3536-7712 E-mail:mail@tokyokenchikushikai.or.jp